

かかりつけ医機能の確保に関する協議の場について

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）狭山保健所

【背 景】

- ・医療法第 30 条の 18 の 5 第 1 項に基づき、都道府県は、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者等との協議の場を設け、かかりつけ医機能確保に関する事項について協議を行い、協議結果をとりまとめ公表することとなった。

【県が示す想定される身近な協議の場】

- （１）郡市医師会
医師会の理事会等での協議を想定。
- （２）調整会議の部会
医師会、在宅療養支援病院、訪問看護ステーション等で協議。
- （３）市町村の会議体
会議体に準じ協議。
- （４）調整会議
調整会議の構成員で協議。

【事務局案】

調整会議の部会を設置し、協議の場としたい。

【理 由】

- （１）郡市医師会
西部地域において 4 医師会あり、意見の取りまとめ・集約が困難。
- （２）調整会議の部会（事務局案）
急性期医療～在宅医療までを視野に入れたかかりつけ医機能確保に関する関係者（予算措置上 9 名程度の少人数）で議論を行うことができる。
- （３）市町村の会議体
西部地域において 5 市あり、意見の取りまとめ・集約が困難。
- （４）調整会議
現状で 24 名おり、意見の取りまとめ・集約に多大な労力を要する。

かかりつけ医機能の確保に関する協議の場について

1 身近な地域における協議の場について

(1) 身近な協議の場の設定

医療法第 30 条の 18 の 5 第 1 項に基づき、都道府県は、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者等との協議の場を設け、かかりつけ医機能確保に関する事項について協議を行い、協議結果をとりまとめ公表することとなった。

これを受けて、本県においては、協議の場を「**各地域医療構想調整会議を軸とし、その後、各構想区域の実情に応じて、郡市医師会（地区医師会）などの場を活用して地域での議論を深める**」とし、調整会議の事務局保健所等との意見交換を踏まえ、想定される身近な協議の場について、設定の理由や協議の参加者等を下記のとおりまとめた。

	郡市医師会	調整会議の部会	市町村の会議体	調整会議
設定の理由	かかりつけ医機能を担う団体の中でも、特に現場の医療の実情に通じ、地域における医療提供体制の確保において中核的な役割を担う団体である。 介護保険法に基づく在宅医療・介護連携事業を市町村から受託し実施している。	かかりつけ医機能の確保に係る協議を行うに当たり適切な会議体がない場合や、新たな地域医療構想において外来・在宅医療、介護との連携等を含む地域における将来の医療提供体制全体の課題解決を協議する場の一環として、新たに部会を設置する場合を想定。	在宅医療・介護連携事業における協議の場や多職種連携の会などは、市町村が運営する既存の会議体であり、かかりつけ医機能と関連が深い。この会議体に調整会議事務局職員が参加する場合を想定。	身近な地域で行う議論が、人口規模等の理由により調整会議でも可能な場合を想定。
協議の参加者	医師会の理事会等での協議を想定。	▶医師会（在宅医療・介護関係理事） ▶在宅医療や介護等に関わる医療機関の医師（在宅療養支援病院等） ▶在宅医療連携コーディネーター ▶訪問看護ステーション ▶相談支援専門員協会 等	会議体に準じる。	調整会議の構成員
コーディネーターの選任	郡市医師会の担当事等、医師会における会議において中心的な役割を果たし、調整会議に報告する者がかかりつけ医機能推進コーディネーターとする。	部会において中心的な役割を果たし、協議結果を調整会議に報告する者がかかりつけ医機能推進コーディネーターとする。	会議体において中心的な役割を果たし、調整会議に報告する者がかかりつけ医機能推進コーディネーターとする。	調整会議において当該機能の確保に向けた中心的な役割を果たす者がかかりつけ医機能推進コーディネーターとする。
予算	▶かかりつけ医機能推進コーディネーターの謝金、1 人あたり 13,800 円。 ▶協議に係る運営費等の予算はなし。	▶部会設置 1 圏域 1 部会、1 回の協議を想定。協議の場の参加者 1 人あたり 13,800 円、9 人を上限とする。 ▶調整会議の報告者 かかりつけ医機能推進コーディネーターの謝金、1 人あたり 13,800 円。	▶調整会議の報告者 かかりつけ医機能推進コーディネーターの謝金、1 人あたり 13,800 円。	▶かかりつけ医機能推進コーディネーターの謝金、1 人あたり 13,800 円。 - その他、新たに委員を追加する場合は、保健医療政策課に要相談。
想定される事務局においての事務	▶公表データの提供（必要に応じて説明） ▶協議結果の報告書作成依頼 ▶調整会議での報告依頼等	▶参加者の選任 ▶調整会議の部会に位置付けるための要綱作成等 ▶会議運営全般（報告書作成及び調整会議での報告含む） 等	▶市町村との調整 ▶報告書作成、調整会議での報告 等	▶調整会議での協議後、報告書作成等